

不妊治療への保険適用の拡大に関する意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となりました。

国においては平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきました。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多くあります。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

よって、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるようにするため、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その

整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月23日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備のさらなる推進に関する意見書

先の令和2年7月豪雨では、九州地方など広範な範囲において、河川の氾濫や土石流等が多数発生し、地域の社会経済活動が麻痺するとともに、数多くの人命、財産が失われました。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害への対策はもとより、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震への対応は喫緊の課題であり、地域の安全・安心を確保するため、防災・減災、国土強靱化に引き続き全力で取り組む必要があります。

よって、新型コロナウイルス感染症への対応と並行して激甚化する自然災害にも対応するため、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5か年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 排水機場や避難に必要な道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるためには、継続的な施設の修繕・更新が不可欠であり、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 3 安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。
- 4 広域的な大規模災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC—FORCE（緊急災害対策派遣隊）について、隊員の9割を占める国土交通省地方整備局職員に対する実地研修など研修の充実や、送り出す側の整備局に負担がかからないよう定員を増やすなど、派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月23日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

核兵器禁止条約の署名・批准に関する意見書

被爆75年に当たる令和2年10月24日、核兵器禁止条約の発効要件を満たす50か国の批准書（加入書を含む）が寄託されました。

平成29年7月7日、ニューヨークの国連本部において、核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されてから、丸3年の歳月を経て達成された快挙です。この日から90日を経た来年の早い時期に、核兵器禁止条約は発効することになり、名実ともに核兵器はこの条約によって禁止されます。被爆者が訴え続けてきた「核兵器をなくせ」を実現する確かな道が開かれました。

しかし、核兵器不拡散条約（NPT）で核兵器の所有が認められている核兵器国5か国とその同盟国、他の核保有4か国もこの禁止条約に不参加であり、残念ながら唯一の戦争被爆国の日本も参加していません。

今日まで日本政府は、核兵器は人道法の精神に反するが実定法は存在しないので違法ではない、国際司法裁判所は核兵器の威嚇と使用は違法としながらも、国家の存亡がかかる状況下での判断はしないとしていることをもって、核兵器の使用は国際法では禁止されないとの見解を取り、核抑止による安全保障政策を取り続けてきましたが、日本政府、国会は今や核兵器の全面禁止の先頭に立つべきです。直ちに、核政策を転換し、速やかに核兵器禁止条約に署名、批准し核なき世界の実現の先頭に立つことを求めます。

被爆者は国内外で、原爆は人類と共存できない絶対悪の兵器であることを、証言し続けてきました。平成28年からは核兵器の禁止、廃絶の条約を全ての国が結ぶことを求める訴えに対する国内外の市民の賛同を呼びかける「ヒバクシャ国際署名」を推進してきました。

今や世界の核保有国の市民の多くが、核兵器が反人間的兵器で不

要なものであることを知ることとなりました。そして、莫大な費用や時間、人材をかけて製造し、所有することは、国際法違反となります。しかし、核兵器使用の危機は払拭されておらず、万一使用されることになれば、その被害は計り知れません。

被爆者の願いは「ふたたび被爆者をつくらない」ことです。高齢化した被爆者に残された時間は僅かです。

よって、政府におかれては、核兵器禁止条約に署名し批准するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年12月23日

尼崎市議会議長

関係大臣あて